

東京都豊島区学校設備使用条例の一部を改正する条例（案）について

1. 改正理由

平成12年度施設使用料適正化プロジェクトチーム報告書に基づき、受益者負担の適正化の観点から、学校設備使用料を設定する。

2. 改正内容

学校教育法第85条に基づき使用を許可する、教室、体育館、校庭、庭球場を有料とし、必要な事項を定める。

3. 使用料算定の考え方

(1) 平成13年度4月1日現在開校している37校を対象とする。

(2) 施設開放に係る維持管理コストを算出することは困難なため、利用形態が類似する他の施設を参考にして、以下の基準により算定する。

①教室 —— 区民集会室の使用料を準用する。

②体育館・校庭・庭球場 —— 豊島区立体育施設の使用料を基準として算出する。

(3) 体育館・校庭・庭球場については、利用実状と整合させるため、「1時間」を単位とする。

(4) 使用料の設定水準は、利用者の急激な負担増等に配慮し、以下のとおりとする。

①教室 —— 区民集会室に準じる（実態に即した管理コストが算出できる区民集会室を基準施設とし、当該管理コストの2分の1程度）。

②体育館・校庭・庭球場 —— 区立体育施設使用料を指数100として、次の指数を基準とする。

体育館／	800 m ² 未満	— 50	800 m ² 以上	— 75
校庭	／ 5300m ² 未満	— 50	5300m ² 以上	— 75
庭球場／	75			

4. 実施年月日

平成13年10月1日

5. 使用料の減免

- (1) 区又は委員会が主催又は共催する事業に使用するとき.....免除
- (2) 官公署が公益のために使用するとき.....免除
- (3) その他区長が特に必要と認めるとき.....免除
 - ① 学校開放運営委員会の利用
 - ② 町会、青少年育成委員会・高齢者クラブの総会・役員会
 - ③ 町会・青少年育成委員会・商店会の地域行事
 - ④ 区立小中学校のPTA・同窓会の利用
 - ⑤ 体育協会・レクリエーション協会所属団体、社会教育関係登録団体のうち小中学生を対象とした文化・スポーツ団体の利用
 - ⑥ 学校開放登録団体のうち、学校開放の推進に寄与する団体の利用
- (4) その他区長が特に必要と認めるとき.....5割減額
 - ① 学校開放登録団体のうち上記3)⑥以外の団体の利用

6. 使用料算定

(使用料計算に当たっての端数処理は、60円未満を切捨て、60円以上を100 円に切り上げる。)

教室

区民集会室の使用料を準用する。

種 別	午前使用料	午後使用料	夜間使用料	備 考
9 0 m ² 未満	5 0 0 円	1 0 0 0 円	1 0 0 0 円	普通教室 (63m ²) 等 区民集会室 (50～90m ² 未満) 料金を準用。
9 0 m ² 以上	1 0 0 0 円	1 5 0 0 円	1 5 0 0 円	多目的室等 区民集会室 (90～ 150m ² 未満) 料金を準用。

体育館

豊島区立体育館 3 館 (豊島・巣鴨・雑司谷) の使用料を基準として算出する。

3 館の 1 時間あたり・1 m²あたり単価

使用料合計	÷	床面積合計	÷	利用可能時間	=	1 時間・m ² 単価
24,100円×4 面	÷	2,784.75m ²	÷	12.5時間	=	2 円

種 別	平均面積	使用料(円)	備 考
8 0 0 m ² 未満	6 0 9 m ²	1 2 0 0 円	長崎小学校を除く小学校及び真和中学校。
8 0 0 m ² 以上	9 0 5 m ²	1 8 0 0 円	真和中学校を除く中学校及び長崎小学校。

- ・ 使用料＝平均床面積×1 時間・m²単価
- ・ 豊島区立体育館一面平均床面積；696 m²
一時間あたり使用料；2,433円 (午前)，2,425円 (午後・夜間)

校庭

総合体育場（野球場）の使用料を基準として算出する。

1時間あたり・1㎡あたり単価

野球場使用料	÷	面積	÷	利用時間	=	1時間・㎡単価
2,900 円	÷	5,363㎡	÷	2 時間	=	0.2円

種別	平均面積	使用料(円)	備 考
5,300㎡未満	3,061 ㎡	6 0 0 円	
5,300㎡以上	7,349 ㎡	1 1 0 0 円	総合体育場野球場 5,363㎡を越える校庭（巣鴨北及び長崎中）

- ・ 使用料＝平均面積×1時間・㎡単価（ただし、5,300㎡以上は25%減額）

庭球場

総合体育場・西巣鴨体育場（庭球場）の使用料を基準として算出する。

分類	適用	使用料(時間)	備 考
庭球場	一面	6 0 0 円	千登世橋中、長崎中、第十中、
	夜間照明	3 0 0 円	

- ・ 一面使用料＝区立体育施設庭球場使用料を25%減額。

東京都豊島区立学校設備使用条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第六条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を越えない範囲で区長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、後納とすることができる。 (使用料の減免) 第七条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。 一 区又は委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。 二 官公署が公益のため使用するとき。 三 前二号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (使用料の不還付) 第八条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他委員会が定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (変更、取消等) 第九条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を変更し、停止し、又は取消することができる。 一 三 (現行どおり)	(使用料) 第六条 設備の使用については、無料とする。 (変更、取消等) 第七条 次の各号の一に該当するときは、使用料を変更し、停止し、若しくは取消することができる。 一 三 (省略)

(義務)

第十条 使用者は、使用が終了し、又は前条による処分があったときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

2 (現行どおり)

3 使用者が前二項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行しその費用を徴収する。

第十一条 (現行どおり)

第十二条 (現行どおり)

附 則

(省略)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都豊島区立学校設備使用条例別表の規定は、平成十三年十月一日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表 (第六条関係)

一 設備

設備名	設備の単位				単位時間	使用料
教室	一室				午前	一、〇〇〇円
					午後	一、五〇〇円
					夜間	一、五〇〇円
					全日	四、〇〇〇円
体育館	全面	一時間				一、八〇〇円

(義務)

第八条 使用者は、使用が終了し、若しくは前条による処分があったときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

2 (省略)

3 使用者が前各号の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行しその費用を徴収する。

第九条 (省略)

第十条 (省略)

附 則

(省略)

校庭	全面	一時間	一、一〇〇円
庭球場	一面	一時間	六〇〇円

備考

一 午前とは、午前九時から午前十二時まで、午後とは、午後一時から午後五時まで、夜間とは、午後六時から午後十時まで、全日とは、午前九時から午後十時までとする。

二 使用料の確定金額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

二 付属設備

庭球場照明設備	一式	一時間	三〇〇円
---------	----	-----	------

豊 島 区 立 学 校 設 備 利 用 件 数
(平成11年度 利用実績による。)

区 分	件 数				利用率 (%)	備 考
	教室	体育館	校庭	合計		
区・委員会の主催共催	98	49	46	193	1.2%	
官公署	21	4	213	238	1.5%	
学校運営委員会	0	84	0	84	0.5%	
町会	14	30	49	93	0.6%	
青少年育成委員会	9	11	8	28	0.2%	
地域行事	0	18	0	18	0.1%	
PTA・同窓会	48	91	34	173	1.1%	
小中学生対象の団体	12	13	6	31	0.2%	
運営委員会登録団体	2,856	8,376	3,397	14,629	90.8%	
私立幼稚園	0	9	17	26	0.2%	
一般のスポーツ団体	51	227	1	279	1.7%	
一般の文化団体その他	202	97	9	308	1.9%	
利 用 総 計	3,311	9,009	3,780	16,100	100.0%	

* 利用率は、利用総計と各団体との割合である。小数点2位四捨五入する。

学校登録団体の内訳

区 分	団 体 数	構 成 比
小中学生対象団体	122	22.90%
その他登録団体	411	77.10%
合 計	533	100%